| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （観光経済調査室並びに国際観光振興政策企画官及び統計分析官）<br>**第二条**　観光戦略課に、観光経済調査室並びに国際観光振興政策企画官及び統計分析官それぞれ一人を置く。<br>2・3　（略）<br>4　国際観光振興政策企画官は、命を受けて、次に掲げる事務のうち重要事項に係るものに関する事務をつかさどる。<br>一　国際観光の振興に資する施策に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。<br>二　国際観光の振興に資する施策に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。<br>5　（略） | （観光経済調査室及び統計分析官）<br>**第二条**　観光戦略課に、観光経済調査室及び統計分析官一人を置く。<br>2・3　（略）<br>（新設）<br>4　（略） |

**附　則**

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

**○国土交通省令第二十七号**

国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百三十五条第三項の規定に基づき、並びに国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）及び同令を実施するため、気象庁組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

国土交通大臣　石井　啓一

気象庁組織規則の一部を改正する省令

気象庁組織規則（平成十三年国土交通省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （気象技術開発室及び情報管理室並びに航空気象観測高度化企画調整官及び気象観測ビッグデータ連携推進官）<br>**第三十五条**　計画課に、気象技術開発室及び情報管理室並びに航空気象観測高度化企画調整官及び気象観測ビッグデータ連携推進官それぞれ一人を置く。<br>2～3　（略）<br>4　情報管理室は、次に掲げる事務（地球環境・海洋部及び気象観測ビッグデータ連携推進官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。<br>一・二　（略）<br>5・6　（略）<br>7　気象観測ビッグデータ連携推進官は、次に掲げる事務（地球環境・海洋部の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。<br>一　気象、地象（地震及び火山現象を除く。）、地球磁気、地球電気及び陸水象並びにこれらに関連する輻射に関する観測の成果のインターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じた収集及び発表の推進に関すること。<br>二　気象、地象（地震及び火山現象を除く。）及び陸水象に関する情報のインターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じた収集及び発表の推進に関すること。 | （気象技術開発室及び情報管理室並びに航空気象観測高度化企画調整官）<br>**第三十五条**　計画課に、気象技術開発室及び情報管理室並びに航空気象観測高度化企画調整官一人を置く。<br>2～3　（略）<br>4　情報管理室は、次に掲げる事務（地球環境・海洋部の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。<br>一・二　（略）<br>5・6　（略）<br>（新設） |